



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 185/2026年5月号

発行日：2026年5月22日

2026年度の国家予算で、防衛関連費がGDP比1.9%に達しました。

防衛力整備計画の契約ベースの総額は、前計画の17.2兆円から43.5兆円へと大幅に拡大しています。この予算は一次請けの大手だけで完結するものではなく、防衛生産基盤強化法のもと、中小サプライヤーの設備投資に直接経費を支払う制度が整備され、新規参入の促進が図られています。金属加工・電子部品・ソフトウェア・物流など、自社の事業が防衛分野と接点を持つ可能性は、多くの経営者が想定するより広いと言えます。

一方で、対応が必要なコストも生じています。経済産業省が公表しているサプライチェーン・セキュリティ評価制度では、評価を取得していない企業は取引から外されるリスクが生じるとの話もされており、2026年度内から運用を開始目指すとしています。この評価制度の運用開始にあたって、中小企業をサポートする「サイバーセキュリティお助け隊サービス」も創設される見込みです。防衛案件に限らず、大手企業との取引全般で「セキュリティ基準の可視化」が調達条件として求められる動きは今後も続く見込みです。

最新情報（2026年4月1日～2026年4月30日）

1. 業種別委員会

該当なし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2026年	研究	非営利法人委員会	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026年3月	—

4月16日	報告	研究報告第47号「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（令和6年基準）」の公表について	18日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第47号「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（令和6年基準）」を公表しましたのでお知らせします。 本研究報告は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく会計監査人監査において、公益法人が作成した財務諸表等の様式等が「公益法人会計基準」（令和6年12月20日、内閣府公益認定等委員会）に準拠しているか否かを確認するためのチェックリストとして取りまとめたものです。	
2026年4月27日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「2025年作業計画コンサルテーション」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board：IPSASB）から、2025年10月16日にコンサルテーション・ペーパー「2025年作業計画コンサルテーション」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2026年4月23日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2026年4月30日	意見	「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aの一部改訂について	2026年3月31日に「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」が改訂されました。 これを受けて日本公認会計士協会（公会計委員会）は、総務省自治行政局及び総務省自治財政局と検討を行い、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aを改訂いたしましたので、お知らせいたします。 本Q&Aは、2025（令和7事業）年度から適用されます。 なお、本Q&Aの改訂に当たっては、2026年3月19日から4月2日までの間に公開草案を公表し、広く意見を求めましたが、特段意見は寄せられませんでした。	令和7年度

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 4月20日	研究 報告	監査基準報告書 700 実務ガイ ダンス第3号「事業 報告等と有価証券 報告書の一体書類 に含まれる財務諸 表等に対する監査 報告書に係る実務 ガイダンス (2026年4月 版)」の公表及び監 査基準報告書 700 実務ガイ ダンス第2号「事業 報告等と有価証券 報告書の一体開示 に含まれる財務諸 表に対する監査報 告書に係る実務ガ イダンス」の廃止 について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2026年4月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて、監査基準報告書700実務ガイダンス第3号「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイダンス（2026年4月版）」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本実務ガイダンスは、2025年3月28日付けで金融担当大臣から全上場企業に対し、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」が発出されたこと、また、株主総会の基準日を変更した旨を適時開示する会社も数社見受けられるといった環境の変化が生じ、今後、上場会社が事業報告等と有価証券報告書の一体書類を作成する可能性が高まってきていると考えられることから、現行の法制度下における一体書類に対する監査報告書の文例について再度検討を行い、より実務的なガイダンスとして新たに取りまとめたものです。本実務ガイダンスの取りまとめに当たっては、2026年2月17日から3月17日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、特段の意見は寄せられませんでした。</p> <p>また、本実務ガイダンスの公表に伴い、監査基準報告書700実務ガイダンス第2号「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に係る実務ガイダンス」は同日2026年4月17日付けで廃止いたします。</p> <p>なお、実務指針等公表物一覧には、監査実務指針等の最新版のPDF等を掲載しておりますので、ご参照ください。</p>	—
2026年 4月20日	研究 報告	有価証券報告書の 定時株主総会前提 出のための基準日 変更に伴う監査及 び期中レビュー契 約書への影響につ いて	<p>2025年3月28日に金融庁から公表された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」を受け、当協会は、同年3月31日に会長声明「金融担当大臣要請「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」に対して」を公表しました。</p> <p>金融担当大臣の要請によれば、上場会社においては、投資家が株主総会前に有価証券報告書を確認できるような限り配慮することが望まれており、そのために有価証券報告書を株主総会の3週間以上前に提出することが最も望ましい対応であるとさ</p>	—

			<p>れています。</p> <p>また、望ましい有価証券報告書の総会前開示を実現するためには、上場会社が議決権行使の基準日を変更し、株主総会の開催日を後倒しすることが一つの選択肢となっています。</p> <p>これを受け、当協会は、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備として、上場会社が基準日変更を行う場合の会計監査人の選任に係る影響並びに監査及び期中レビュー契約書の対応について、本周知文書を公表します。</p>	
2026年 4月20日	研究 報告	中小事務所等施策 調査会研究報告第 3号「会社法計算 書類等に関する表 示のチェックリス ト」の改正につい て	<p>日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2026年4月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中小事務所等施策調査会研究報告第3号「会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、監査事務所が、会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査並びに会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査において、その表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものです。法令等の改正による改正箇所には、網掛けをして明示しています。</p> <p>本研究報告利用上の注意については、チェックリスト本文「1.はじめに」及び「3. 本研究報告利用上の留意点」をご参照ください。</p> <p>なお、本研究報告は、その一例を示したものであるため、被監査会社の計算書類等の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要があります。</p> <p>また、本研究報告は、2026年3月31日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて作成しており、法令や会計基準等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮した上で使用する必要があることを申し添えます。</p>	—
2026年 4月20日	研究 報告	中小事務所等施策 調査会研究報告第 4号「有価証券報 告書に関する表示 のチェックリス ト」の改正につい て	<p>日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2026年4月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中小事務所等施策調査会研究報告第4号「有価証券報告書に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、監査事務所が、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務計算に関する書類の監査において、有価証券報告書に含まれる連結財務諸表及び財務諸表に関する表示の確</p>	

			<p>認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものです。法令等の改正による改正箇所には網掛けをして明示しています。</p> <p>本研究報告利用上の注意については、チェックリスト本文「1. はじめに」及び「3. 本研究報告利用上の留意点」をご参照ください。</p> <p>なお、本研究報告は、その一例を示したものであるため、被監査会社の有価証券報告書の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要があります。</p> <p>また、本研究報告は、2026年3月31日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて作成しており、法令や会計基準等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮した上で使用する必要があることを申し添えます。</p>	
2026年 4月24日	意見	IASB 公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS 第 28 号の修正案）」に対する意見について	<p>2026年2月19日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）から、公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2026年4月20日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2026年 4月28日	意見	国際評価基準（IVS）2028年版公開草案に対する意見について	<p>2026年1月30日に国際評価基準審議会（International Valuation Standards Council：IVSC）から、国際評価基準（International Valuation Standards：IVS）2028年版公開草案が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、2026年4月27日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2026年4月、在職老齢年金の制度が変わりました。老齢厚生年金の支給が止まる基準額が、月51万円から65万円へと大きく引き上げられています。「年金が減るから働く時間を抑えよう」としていた高齢の従業員の方が、より積極的に働けるようになる改正です。制度が動き出した今、経理の現場でも一度立ち止まって影響を整理してみましょう。

社会保険料についても、実際の数字を改めてチェックしてみてください。給与が増えると標準報酬月額が上がり、厚生年金保険料・健康保険料の会社負担分も増えます。4月分の給与計算は済んでいても、今後の定期改定（9月）に向けて、対象者ごとの負担額を把握しておく、予算管理がよりスムーズになります。

一方で、従業員の方にとっては手取りが増える嬉しい改正でもあります。定年後再雇用の魅力として改めて社内に周知することで、優秀なシニア人材の定着にもつながります。制度変更の手続きは日本年金機構が自動で対応していますが、給与台帳や試算資料が最新の状態になっているか、この機会に確認しておくで安心です。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703